

# 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

## 減額を受けるための要件

1. 新築の日から10年以上経過した住宅（居住部分が2分の1以上）であること。なお、賃貸住宅は対象外となります。
2. 改修後の住宅の面積が50㎡以上280㎡以下であること。
3. 次の①～③のいずれかの方が居住していること。  
①65歳以上の方   ②要介護認定又は要支援認定を受けている方  
③障害のある方（地方税法施行令第7条各号に掲げる者）
4. 次の①～⑧の工事で、補助金や介護保険等からの給付を除く自己負担額が50万円を超えるもの。  
①廊下の拡幅   ②階段の勾配   ③浴室の改良   ④便所の改良   ⑤手すりの取付け  
⑥床の段差の解消   ⑦引き戸への取替え   ⑧床表面の滑り止め化  
※エレベーターや階段用昇降リフトの設置工事は対象外となります。
5. 令和8年3月31日までに完了した工事であること。

## 減額される期間

工事完了年の翌年度のみ減額されます。具体的には、工事完了日が令和6年5月15日の場合は令和7年度分の減額、令和7年1月15日の場合は令和8年度分の減額となります。

## 減額される金額

一戸あたり100㎡を上限に3分の1を減額します。

## 減額を受けるための手続き

<ご提出いただく書類>

1. 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書
2. バリアフリー改修に要した費用等を証する書類（領収書、見積書、工事明細書等）
3. 補助金等の交付がある場合は、交付決定通知書の写し
4. 改修箇所の写真・図面（改修前・改修後）
5. 居住者要件を満たしていることの確認できる資料（介護保険被保険者証、各種手帳、住民票等）
6. バリアフリー改修と直接関係のない改修箇所がある場合はその内容が確認できる書類
7. 併用住宅の場合は住宅部分とその他の面積等が確認できる資料

<申告書の提出期限>

改修が完了した日から3ヶ月以内



お問い合わせ先  
大津市役所総務部資産税課家屋係  
TEL：077-528-2725（直通）